

船舶事故等調査報告書

平成26年8月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第126号
事故等種類	運航不能（機関損傷）
発生日時	平成25年2月18日 09時30分ごろ
発生場所	広島県江田島市江田島東方沖 広島県呉市所在の小麗女島灯台から真方位341° 2.68海里付近 (概位 北緯34° 16.9′ 東経132° 30.1′)
事故等調査の経過	平成25年7月23日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	引船 なさみ丸、199トン
船舶番号、船舶所有者等	132404、海鳳海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級海技士（航海） 機関長、四級海技士（機関）
死傷者等	なし
損傷	左舷主機の2番シリンダのピストン、シリンダライナ及びクランクピンメタルが焼損、2番シリンダの接続棒が曲損、3番主軸受が焼損、クランク軸が焼損、シリンダブロックが変形
事故等の経過	本船は、船長及び機関長ほか2人が乗り組み、船舶所有者の工務担当者1人及び造船所関係者10人を乗せ、中間検査後の海上試運転のため、平成25年2月18日08時50分ごろ、江田島市所在の造船所を出発し、江田島東方沖に向かった。 本船は、江田島東方沖で試運転中、09時30分ごろ、左舷主機から異音と白煙が発生したことから、左舷主機を停止し、造船所関係者が確認したところ、同主機の2番シリンダが異常発熱していた。 本船は、引船で造船所までえい航され、点検の結果、左舷主機の2番シリンダの焼損等が判明し、修理された。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
その他の事項	左舷主機の3番主軸受は、軸受メタルがずれて2番シリンダへ至る潤滑油の油孔を閉塞していた。 主軸受は、定期検査の際、開放して点検が実施されていたが、今回の中間検査では、受検対象外となっていたことから、点検が実施されていなかった。
分析	
乗組員等の関与	不明

<p>船体・機関等の関与          気象・海象の関与          判明した事項の解析</p>	<p>あり          なし</p> <p>本船は、江田島東方沖で試運転中、左舷主機の3番主軸受の軸受メタルがずれて潤滑油の油孔を閉塞し、2番シリンダの潤滑が阻害されたことから、2番シリンダが焼損し、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>3番主軸受の軸受メタルは、定期検査で開放して点検した際、組付けが適切に行われなかったことから、ずれた可能性があると考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本インシデントは、本船が、江田島東方沖で試運転中、左舷主機の3番主軸受の軸受メタルがずれて潤滑油の油孔を閉塞し、2番シリンダの潤滑が阻害されたため、2番シリンダが焼損したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主軸受を開放して点検した際、軸受メタルの組付け状態を慎重に確認すること。</li> </ul>